

名桜大学寄附講座及び寄附研究部門規程

(平成22年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学(以下「本学」という。)における寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)の実施については、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 寄附講座等は、奨学を目的とする企業及び団体等からの寄附及び人材派遣(以下「寄附等」という。)を有効に活用し、本学における教育研究の進展及び充実に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附講座 講座において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、企業及び団体等からの寄附等により教育研究の実施に伴う教員給与、研究費等運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (2) 寄附研究部門 研究部門において行われる研究に相当するものを実施するもので、企業及び団体等からの寄附等により研究の実施に伴う教員給与、研究費等運営に必要な経費を賄うものをいう。
- (3) 部署 学群、学部及び大学院、附属図書館、総合研究所、言語学習センター、メディアネットワークセンター、教員養成支援センター、全学教務委員会並びに総務部をいう。
- (4) 部署長 前号に規定する部署の長をいう。

(名称)

第4条 寄附講座等には、当該寄附講座等における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 寄附講座等の名称について、寄附者から申出があった場合には、寄附者が明らかとなるような字句を付与することができる。

(設置の申請)

第5条 部署長は、企業及び団体等から寄附講座等の設置に係る申込みがあり、その設置が本学の教育研究の進展及び充実に有益と認めたときは、その設置について学長に申請するものとする。

- 2 前項の申請に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 寄附申込書(様式第1号)
- (2) 寄附講座等の概要(様式第2号)
- (3) 担当教員の履歴書(様式第3号)及び就任承諾書(様式第4号)

(設置の決定)

第6条 学長は、前条の申請があった場合は、当該寄附講座等の設置の可否について決定する。

(報告)

第7条 学長は、前条の規定により当該寄附講座等の設置を決定したときは、その旨を理事会、大学協議会及び教授会に報告するものとする。

(存続期間等)

第8条 寄附講座等の存続期間は、原則として1年以上4年以下とする。

2 寄附講座等の存続期間は、更新することができる。更新の手続は、設置の例による。

(内容等の変更)

第9条 部署長は、寄附講座等の内容等を変更するときは、速やかに学長に届け出なければならない。

2 学長は、前項の届出に係る寄附講座等の内容の変更が大きなものであると認めるときは、理事会、教育研究審議会及び教授会に報告するものとする。

(寄附講座等の構成等)

第10条 寄附講座等には、教員を置くものとする。

2 寄附講座を担当する教員の名称は寄附講座教授、寄附研究部門を担当する教員の名称は寄附研究部門教授と称することができる。

3 前項の寄附講座教授及び寄附研究部門教授（以下「寄附講座教授等」という。）の身分は、非常勤講師とする。

4 前項の規程にかかわらず、学長が認める場合は、この限りではない。

(寄附講座教員等の職務)

第11条 寄附講座教員等は、当該寄附講座等における教育研究に従事するほか、当該寄附講座等における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(経費の受入れ)

第12条 寄附講座等の設置に係る経費の寄附等は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実であるときは、年度ごとに必要な経費を分割して受け入れることができる。

2 前項の寄附講座等の設置に係る経費は、特別寄附金として受け入れるものとする。

(成果の公表)

第13条 寄附講座等の存続期間が終了したときは、その教育研究の成果の概要を取りまとめ、公表するものとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附講座等の運営について必要な事項は学長が定める。

2 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。